

開発行為等事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、都市計画法第3章第1節に係る開発許可制度の事務処理に関し、関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(関係法令の略称)

第2 この要領において、都市計画法(昭和43年法律第100号)、同法施行令(昭和44年政令第158号)、同法施行規則(昭和44年建設省令第49号)及び都市計画法施行細則(平成15年磐田市規則第22号)を、それぞれ法、政令、省令及び細則という。

(開発行為予備審査)

第3 法第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可を申請しようとする者の利便を図るため、その者の依頼により、あらかじめ、次の要領により開発行為予備審査(以下「予備審査」という。)を行うことができるものとする。ただし、磐田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱(平成19年11月30日磐田市告示第240号。以下「指導要綱」という。)第6条の規定による承認を受けなければならない事業については、この限りでない。

(1) 開発行為予備審査依頼書(様式第1号)は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

ア 開発計画概要書(様式第2号)

イ 法第34条各号の一に該当する理由を示す書面(市街化調整区域での開発行為に限る。作成要領は別表2)

ウ 開発区域位置図(作成要領は別表1)

エ 現況図(作成要領は別表1)

オ 土地利用計画図(作成要領は別表1)

カ 公図写し(作成要領は別表1)

キ 接続道路の概要及び改修計画書(必要に応じて現況交通量及び予想発生交通量等を示し、道路改修の必要性を検討すること。)

ク 流末水路の概要及び改修計画書(放流先河川の流下能力を示し、河川改修の要否について検討すること。)

ケ 現況写真(手札判程度)

(2) 予備審査は、開発行為現地予備審査表(様式第3号)により、書類審査及び現地調査を行うものとする。

(3) 現地調査は、関係機関及び予備審査依頼者の立会いの上で、次に定める事項について調査するものとする。

ア 地域及び地区の確認

- イ 開発区域に存在する歴史的・自然機能の役割
- ウ 開発区域内及び周辺の崖崩れ及び出水の状況
- エ 開発区域内の土地の地盤の状況
- オ 開発計画により予測される各種公害の発生の有無
- カ 開発計画の需要に対する既設の水道若しくはその他の給水施設的能力又は市等の給水計画に対する適合性
- キ その他必要とされる公共施設の設置の見通し
- ク 開発区域内の下水（汚水及び雨水）を適切に排出できる開発区域外の排水施設等の存在の有無及び放流先までの距離と対策
- ケ 樹木の保存計画とその適否
- コ 消防水利の存在の有無
- サ 開発行為及び建築行為に必要な工事用重機等車両の進入路の有無及び安全性
- シ 工事期間中に必要とされる防災対策
- ス 開発行為及び建築行為をするに当たって必要とされる他の法令の許認可名及びその担当課

(4) 予備審査の結果に基づき他の法令との関連から特に重要と認められるものについては、関係機関との調整を図るものとする。

(5) 予備審査が終了したときは、開発行為予備審査表により決裁を受け、その結果を様式第4号により予備審査依頼者に通知するものとする。

また、この通知は、通知書に記載された通知の日から3年以内に開発行為の許可申請を行わない場合は、その効力を失うものとする。

(6) 開発行為の許可申請前において、法令等（指導要綱を含む。）の改正があった場合は、必要に応じて再度予備審査を行うものとする。

（開発行為の許可等）

第4 法第29条第1項若しくは第2項の規定による開発許可又は法第34条の2の規定による開発行為の協議に関しては、次の要領により行うものとする。

(1) 省令第16条に規定する開発行為許可申請書（様式第5号）は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

ア 予備審査結果通知に対する措置状況を示す書面（指導要綱第6条の承認を受けた事業については、その承認に付した条件に対する措置状況を示す書面。）

イ 設計説明書（様式第7号）

ウ 公共施設の管理者の同意及び協議書（様式第8号及び第9号）

エ 開発区域内権利者一覧表（様式第10号）

オ 開発行為の施行等の同意書（様式第11号。印鑑証明を添付すること。）

カ 設計者の資格に関する申告書（様式第12号。開発区域の面積が1ha以上のもの

に限る。)

- キ 申請者の資力及び信用に関する申告書(様式第13号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。)
- ク 資金計画書(様式第14号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。)
- ケ 工事施行者の能力に関する申告書(様式第15号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。)
- コ 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- サ 設計図書(作成要領は別表1)

(2) 開発行為協議申請書(様式第6号)は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

- ア 設計説明書(様式第7号)
- イ 公共施設の管理者の同意及び協議書(様式第8号及び第9号)
- ウ 開発区域内権利者一覧表(様式第10号)
- エ 開発行為の施行等の同意書(様式第11号)
- オ 資金計画書(様式第14号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。)
- カ 工事施行者の能力に関する申告書(様式第15号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。)
- キ 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- ク 設計図書(作成要領は別表1)
- ケ 地区計画又は集落地区計画(地区整備計画又は集落地区計画が定められているものに限る。)が定められている場合は、その計画図及び計画書の写し

(3) 申請書の審査は、開発行為審査表(様式第16号)により行うものとし、特に重要と認められるものについては、関係機関と協議し意見書の提出を求めた上で、この旨審査表に記載しておくものとする。

(4) 審査が終了したときは、開発行為審査表を添えて決裁を受け、様式第17号により申請者に許可(協議成立)の通知を行うものとする。

この通知は、許可印を押した申請図書に添えて行うものとする。

(5) 許可(協議成立)に際して法第79条の規定に基づき付す条件は、次に掲げる事項

とする。

ア 工事着手に当たっては、工事着手届に工程表を添えて提出すること。

なお、工程表より工事が遅延した場合には、遅延理由書を提出すること。

イ 工事完了後掘削等の特別の方法によらなければ形状、寸法等が確認できない箇所については、各工程が明確に判定できるよう写真を撮影しておくこと。

ウ 工事を廃止する場合には、工事の廃止の届出を行うとともに工事により損なわれた公共施設の機能の回復を図ること。また、防災上必要な措置を行うこと。

エ 工事施行中の防災措置を十分行うこと。

オ 許可（協議成立）のあった日から起算して2年以内に工事に着手しない場合は、許可（協議成立）を取り消すことがあること。

カ その他都市計画法上必要と認められる事項

（開発許可の技術的基準）

第5 開発許可に係る技術的基準に関しては、法、政令及び省令で定めるもののほか、原則として静岡県の定める「開発許可技術的指導基準」によるものとする。

（工事着手届等）

第6 細則第3条の規定による工事着手届（様式第18号）及び工程表（様式第19号）は、市長に提出するものとする。

（工程報告）

第7 細則第4条の規定による指定された工事の工程に達した場合の報告書は、市長に提出するものとする。

（写真の整備）

第8 開発許可（協議成立）を受けた者は、原則として静岡県の定める「写真の整備について」の要領により、写真を整備しておくものとする。

（工事の完了検査）

第9 法第36条の規定による工事の完了の検査等に関しては、次の要領により行うものとする。

(1) 省令第29条に規定する工事完了届出書（様式第20号）又は公共施設工事完了届出書（様式第21号）は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上）

イ 許可（協議成立）に係る造成計画平面図

ウ 防災施設の出来形図（許可に係る防災施設構造図に計画値と出来形を対照したもの。）

エ 擁壁の出来形図（許可に係る擁壁の断面図に計画値と出来形を対照したもの。）

オ 区画確定測量図（各区画の確定面積を明示したもの。宅地分譲に限る。）

カ 公共施設に関する工事について当該施設の管理者又は管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面（検査不要又は検査未実施の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。）

キ 工事の施行状況が確認できる写真（要領第8（写真の整備）によること。）

ク 実質工程表

ケ 品質管理表

コ 最終許可（協議成立）書の写し

(2) 完了検査は、関係機関及び開発者立会いの上で、原則として静岡県の定める「開発行為に関する工事検査要領」により行うものとし、検査の結果を開発行為に関する工事の検査結果書（様式第22号）にとりまとめておくものとする。

(3) 検査の結果、手直工事等の指示を受けた開発者は、指示に係る工事等を完了させ、手直工事（指示事項）完了報告書（様式第23号）を、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

ア 手直工事箇所的位置図（造成計画平面図を利用すること。）

イ 工事前及び工事完了後の写真

(4) 手直工事については、再検査を行うものとする。なお、写真で手直の内容が確認できる場合は、現場検査を省略できるものとする。

(5) 検査又は再検査の結果、開発行為に関する工事又は公共施設に関する工事が当該開発許可の内容に適合していると認めるときは、完了検査結果書を添えて決裁を受け、開発者に開発行為に関する工事の検査済証（様式第24号）又は公共施設に関する工事の検査済証（様式第25号）を交付するものとする。

なお、検査済証の交付前に、公共施設の管理者となるべき者の検査状況及び公共施設の敷地の帰属手続の状況を確認するなど、的確に市等への財産帰属がなされるよう留意するものとする。

(6) 検査済証を交付したときは、遅滞なく工事が完了した旨を公告するとともに、開発者にその写しを交付するものとする。この公告は、磐田市の掲示板に掲示して行う。

（建築等の制限解除）

第10 法第37条第1号の規定による建築等の制限解除に関しては、次の要領により行うものとする。

(1) 細則第8条の規定による開発区域内における建築等制限解除申請書（様式第26号）は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上）

イ 許可（協議成立）に係る土地利用計画図

- ウ 建築物等の位置図、配置図
- エ 建築物等の平面図及び立面図（縮尺 1 / 200 以上）
- オ 建築物等の用途、構造、規模（建築面積、延べ面積及び階数）及び棟数を示す書面
- カ 防災施設の出来形図（許可に係る防災施設構造図に設計値と出来形を対照したもの。）
- キ 擁壁の出来形図（許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したもの。）
- ク 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者若しくは管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面及び進捗状況を示す書面
- ケ 工事の施行状況が確認できる写真（要領第 8（写真の整備）による。）
- コ 建築工事工程表
- サ 品質管理表

(2) 申請書の審査は、開発区域内における建築等制限解除審査表（様式第 27 号）により行うものとし、原則として現場の検査を行うものとする。この現場検査の要領は、第 9（工事の完了検査）(2)、(3)及び(4)に準ずるものとする。

(3) 審査が終了したときは、開発区域内における建築等制限解除審査表を添えて決裁を受け、様式第 28 号により申請者に解除の通知を行うものとする。
この通知は、許可印を押した申請図書を添えて、行うものとする。

（建築等の制限解除の基準）

第 11 建築等の制限解除は、次に掲げる事項の一に該当し、安全上支障がなく、かつ、開発行為が許可どおり行われる見通しのある場合に行うものとする。

なお、公共施設に関する工事が完了していないものについては、行わないものとする。ただし、施工上等の理由によりやむを得ないもので、工事の進捗状況等により確実に完了すると認められるものはこの限りでない。

ア 住宅地造成等で、官公署、汚水処理場その他の公益的施設を先行的に建築するもの。

イ 開発行為に関する工事と建築等の工事が重複し、建築等の工事に着手しないと開発行為に関する工事が完了しないもの。

ウ 開発行為に関する工事の完了前に建築等に着手しないと、工事に著しい手戻りを生ずるもの。

エ 収用対象事業の施行により移転又は除却するために必要となったもの。

オ その他特に必要があると認められるもの。

（工事廃止の届出）

第 12 法第 38 条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出の受理に関しては、次の要領により行うものとする。

(1) 省令第 32 条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書（様式第 29 号）は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図（縮尺 1 / 50, 000 以上）

イ 工事を廃止した土地の現況図（縮尺 1 / 1, 000 以上。ただし、開発区域が 20ha 以上のものにあつては、縮尺 1 / 3, 000 以上。工事着手した場合には、工事着手した土地の範囲を明示すること。）

ウ 工事の廃止に伴う公共施設の機能の回復計画書（工事着手した場合に限る。）

エ 工事の廃止に伴う防災工事計画書（工事着手した場合に限る。）

オ 現況写真

カ 工事の施行状況が確認できる写真（要領第 8（写真の整備）による。工事着手した場合に限る。）

(2) 廃止の届出の審査は、開発行為工事廃止届受理審査表（様式第 30 号）により行うものとし、工事着手したものにあっては、工事の廃止に伴う公共施設の機能回復措置及び防災措置について現地の確認を行うものとする。この現地確認の要領は、第 9（工事の完了検査）(2)、(3)及び(4)に準ずるものとする。

(3) 審査が終了したときは、決裁を受け、様式第 31 号により届出者に受理の通知を行うものとする。

（開発行為の変更の許可等）

第 13 法第 35 条の 2 第 1 項若しくは第 4 項の規定による開発行為の変更の許可等に関しては、次の要領により行うものとする。

(1) 開発行為変更許可（協議）申請書（様式第 32 号）は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

ア 変更しようとする理由を示す書面

イ 変更事項新旧対照表（変更事項について変更前と変更後を対照したもの。）

ウ 変更箇所が確認できる図書（作成要領は第 4（開発行為の許可等）に準ずる。）

(2) 申請書の審査は、開発行為変更許可審査表（様式第 34 号）により行うものとする。

(3) 審査が終了したときは、開発行為変更許可審査表を添えて決裁を受け、様式第 35 号により申請者に許可（協議成立）の通知を行うものとする。

この通知は、許可印を押した申請図書に添えて行うものとする。

(4) 法第 35 条の 2 第 3 項の規定に係る細則第 7 条に規定する開発行為変更届（様式第 33 号）は、市長に提出するものとする。

(建ぺい率等の指定)

第14 法第41条第1項の規定により、開発区域内の土地について建築物の建ぺい率等を指定するときは、建築担当課に合議の上、指定するものとする。

(建築等の許可等)

第15 法第41条第2項ただし書又は法第42条第1項ただし書又は法第43条第1項若しくは第3項の規定による許可に関しては、次の要領により行うものとする。

(1) 法第41条第2項ただし書の規定に係る細則第9条に規定する制限地域内における建築の許可申請書(様式第36号)は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上)

イ 許可に係る土地利用計画図

ウ 建築物等の位置図及び配置図(縮尺1/500以上)

エ 建築物等の平面図及び立面図(縮尺1/250以上)

オ 建築物等の用途、規模、構造(建築面積、延べ面積及び階数)及び棟数を示す書面

(2) 法第42条第1項ただし書の規定に係る細則第10条に規定する予定建築物等以外の建築等の許可申請書(様式第37号)は、前項アからオに掲げる図書のほか、市街化調整区域内における建築等で許可に係る予定建築物等の用途を変更する場合にあっては、法第29条第1項第2号若しくは第3号、第43条第1項第1号から第3号まで若しくは第5号、又は第34条各号の一に該当する理由等を示す書面(作成要領は別表2)を添えて、市長に提出するものとする。

(3) 法第43条第1項若しくは第3項の規定に係る建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可(協議)申請書(様式第38号)は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

添付順序	図書の名称	備考
1	政令第36条第1項第3号に該当する理由を示す書面	作成要領は別表2による。
2	敷地概要書	様式第39号
3	位置図(縮尺1/2,500以上)	次の事項を明示すること。 ・方位 ・敷地の位置、形状
4	敷地現況図(縮尺1/250以上)	次の事項を明示すること。 ・敷地の境界 ・敷地周辺の公共施設 ・建築物等の位置 ・がけ及び擁壁の位置
5	公図写し	敷地及びその周辺を明示すること。

6	配置図 (横断面を含む。縮尺 1 / 250 以上)	次の事項を明示すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地の境界 ・敷地周辺の公共施設 ・予定建築物等の位置 ・がけ及び擁壁の位置 ・横断面は 2 方向以上とし、現況断面、計画断面、道路、水路及び予定建築物等を明示する。 ・排水施設の位置、種類、形状 ・水の流れの方向 ・吐口の位置、放流先の名称
7	敷地求積図 (縮尺 1 / 250 以上)	
8	建築物等の平面図及び立面図 (縮尺 1 / 250 以上)	
9	土地の登記事項証明書	・全部事項証明書
10	土地の使用承諾書	
11	現況写真 (手札判程度)	次の事項がわかるもの <ul style="list-style-type: none"> ・敷地の現況 ・取付ける公道の現況 ・敷地が公道に接する部分 ・放流先河川の現況 ・がけ及び擁壁の現況

(4) 審査が終了したときは、決裁を受け、法第 41 条第 2 項ただし書及び法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可の場合は様式第 40 号により、又、法第 43 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による許可（協議成立）の場合は様式第 41 号により、申請者に許可の通知を行うものとする。

(地位の承継届)

第 16 法第 44 条の規定による地位の承継に係る細則第 11 条に規定する地位の承継届（様式第 42 号）は、戸籍謄本（法人にあっては、法人の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。））及びその他承継を証する書面を添えて、市長に提出するものとする。

(地位の承継の承認)

第 17 法第 45 条の規定による地位の承継の承認に関しては、次の要領により行うものとする。

(1) 細則第 12 条に規定する地位の承継の承認申請書（様式第 43 号）は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

ア 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権限を取得したことを証する書面

イ 申請者の資力及び信用に関する申告書（様式第 13 号。自己の住居又は業務の用に供するものの建築等を目的とする開発行為で開発区域の面積が 1 ha 未満のものを除く。）

ウ 資金計画書（様式第 14 号）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ha 未満の開発行為を除く。）

エ 工事の施行状況を示す書面

(2) 審査が終了したときは、決裁を受け、様式第 44 号により申請者に承認の通知をするものとする。

（開発登録簿の調製）

第 18 法第 46 条の規定による開発登録簿の調製・保管及び写しの交付に関しては、次の要領により行うものとする。

(1) 開発登録簿の調製は、開発許可（協議成立）したときに、開発登録簿（様式第 45 号）に位置図及び土地利用計画平面図を添えて行うものとする。また、完了時に区画確定測量図（各区画の確定面積を明示したもの。宅地分譲に限る。）を添えるものとする。

(2) 法第 35 条の 2 の規定による変更許可（協議成立）若しくは変更届又は法第 81 条第 1 項の規定による処分により法第 47 条第 1 項各号に掲げる事項について変動を生じたときは開発登録簿に必要な修正を加え、また、検査済証を交付したとき、法第 41 条第 2 項ただし書若しくは法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可があったとき、又は同条第 2 項の協議が成立したときは、開発登録簿にその旨を附記するものとする。

(3) 法第 38 条の規定による開発行為の廃止の届出があったときは、遅滞なく、開発登録簿を閉鎖するものとする。

(4) 開発登録簿の閲覧に関しては、細則第 15 条から第 18 条までに規定するところによるものとする。

(5) 細則第 19 条に規定する開発登録簿謄本交付申請書が提出され、法第 47 条第 5 項の規定により開発登録簿の写しを交付する際には、当該写しが開発登録簿の真正な写しであることを証する旨を附記し、市長印等公印を押印するものとする。

（開発行為及び建築等に関する証明書）

第 19 省令第 60 条の規定による証明書の交付に関しては、次の要領により行うものとする。

(1) 細則第 20 条に規定する都市計画法に適合する建築物等であることの証明申請書（様式第 46 号）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

区 分		図 書	
ア 法第 29 条の規定に適合していることの証明	a 許可の内容に適合していることの証明（宅地の分譲にあつては、開発者が一括して証明を求める場合に限る。）	1 位置図 2 公図写し 3 区画確定測量図 4 開発行為に関する工事の検査済証の写し	
	b 許可不要であることの証明	1 位置図 2 公図写し 3 建築物等の配置図（敷地の求積含む） 4 建築物等の平面図及び立面図 5 法第 29 条第 1 項又は第 2 項の各号の一に該当する理由を示す書面（関係機関の発行する証明書（同条第 1 項第 2 号又は第 2 項第 1 号に規定する農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為にあつては、農林漁業を営む者であることの証明書（様式第 47 号を参照すること。）等を含む。）	
イ 法第 43 条の規定に適合していることの証明	許可不要であることの証明（適合証明による既存建築物の建替えの場合を除く。）	1 位置図 2 公図写し 3 建築物等の配置図（敷地の求積含む） 4 建築物等の平面図及び立面図 5 法第 43 条第 1 項において制限を受けない建築物若しくは建築行為等である理由又は同条同項各号の一に該当する理由を示す書面（関係機関の発行する証明書等を含む。）	
		1 位置図 (縮尺 1/2 500 以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位、縮尺 ・ 敷地周辺の公共施設 ・ 敷地の位置、形状（申請地を色枠で明示）
	2 公図写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地を色枠で明示 ・ 道路を赤色、水路を水色で着色 	
	3 敷地現況図 (縮尺 1/250 以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位、縮尺 ・ 既存建築物の敷地の境界（申請地を色枠で明示） ・ 既存建築物の敷地の面積 ・ 既存建築物の敷地の横断面図 ・ 道路の名称、幅員、水路の幅員 ・ 既存建築物の配置、建築面積、延面積 	

	4 計画図 (縮尺 1/250 以上)	<ul style="list-style-type: none"> 方位、縮尺 予定建築物の敷地の境界 (申請地を色 枠で明示) 予定建築物の敷地の面積 (求積含む) 予定建築物の敷地の横断面図 道路の名称、幅員、水路の幅員 予定建築物の配置、建築面積、延床面 積
	5 予定建築物 等の平面図、 立面図 (縮尺 1/250 以上)	
	6 新旧対照表 (参考例)	
	7 土地登記事 項証明書	全部事項証明書
	8 既存建築物 の証明書類	<p>次のア又はイを証する書面</p> <p>ア 既存建築物が線引の際に既に適法に建 築されていたことを証する以下のいず れかの書面</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築確認通知書 建物登記事項証明書 建築年次入りの固定資産税家屋評価 証明書 <p>イ 線引後に適法に建築されていたこと を証する以下のいずれかの書面</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第 43 条に基づく建築許可 書 建築確認通知書 都市計画法に適合する建築物等であ ることの証明書 その他証するに足る書面
9 現況写真 (2方向以上)	道路、敷地境界、既存建築物が確認でき るもの。	
ウ その他	<ol style="list-style-type: none"> 位置図 公図写し 建築物等の配置図 (敷地の求積含む) 建築物等の平面図及び立面図 法第 29 条第 1 項、同条第 2 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 41 条第 2 項、第 42 条及び第 43 条第 1 項 の規定に適合する理由を示す書面 (関係機関が発 行する証明書等を含む。) 	

(参考例) 新旧対照表

	用途	構造	敷地面積	建築面積	延べ床面積	建ぺい率	容積率
新		造 階建	m ²	m ²	m ²	%	%
旧		造 階建		m ²	m ²	m ²	%
倍率	—	—	—			—	—

(2) 審査が終了したときは、決裁を受け、様式第 46 号により申請者に証明書を交付するものとする。

(3) 次の表の左欄に掲げる事項の証明は、原則として、当該右欄に掲げる図書をもって充てるものとし、前 2 項の事務処理は省略できるものとする。

区 分	図 書
ア 法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可の内容に適合していることの証明(宅地分譲の場合を除く。)	当該許可に係る許可書の写し
イ 法第 41 条第 2 項ただし書、法第 42 条第 1 項ただし書又は法第 43 条第 1 項の規定による許可の内容に適合していることの証明	

(既存権利者の届出)

第 20 法第 34 条第 13 号又は政令第 36 条第 1 項第 3 号ニの規定に係る都市計画法第 34 条第 13 号の規定による届出書(様式第 48 号)又は都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ニの規定による届出書(様式第 49 号)は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

ア 位置図(縮尺 1/2, 500 以上)

イ 公図写し

ウ 配置図(縮尺 1/500 以上)

エ 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)

オ 農地転用許可書の写し(農地転用許可を受ける必要がある場合のみ。)

カ 現況写真(手札判とし、当該土地の状況が明確にわかるもの。)

(開発審査会への付議)

第 21 法第 34 条第 14 号又は政令第 36 条第 1 項第 3 号ホ(法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可に際し準用する場合を含む。)の規定による開発審査会への付議に関しては、別に定める「開発審査会付議等事務処理要領」によるものとする。

(各種申請書等の提出部数)

第 22 この要領に定めるところによる申請書等の提出部数は、別表 3 に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成 19 年 11 月 30 日から実施する。

2 この要領の施行の際現に静岡県の定めた開発行為等事務処理要領(平成 7 年 4 月 1 日実施)の様式により提出されている申請書等は、この要領の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

附 則

1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

2 この改正前に従前の要領により提出されている申請書等は、改正後の要領に基づいて

提出された申請書等とみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 この改正前に従前の要領により提出されている申請書等は、改正後の要領に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この改正の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 この改正前に従前の要領により提出されている申請書等は、改正後の要領に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この改正の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和4年8月1日から実施する。
- 2 この改正前に従前の要領により提出されている申請書等は、改正後の要領に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この改正の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表 1

設計図書等の作成要領

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
1	開発区域位置図	1/50,000以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 地形 開発区域の位置 開発区域周辺の主要な道路及び交通機関の位置及び名称 放流先河川の位置及び名称 	<ul style="list-style-type: none"> 地形図を準備すること
2	現況図	1/2,500以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域の境界 標高差を示す等高線（2mの標高差を示すものであること。） 植生区分 建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状 開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他の公共施設並びに官公署、文教施設その他の公益的施設の位置及び形状 道路の幅員、道路交点の地盤高、河川又は水路の幅員 政令第28条の2第1号に規定する樹木及び樹木の集団の位置 政令第28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の位置 	<ul style="list-style-type: none"> 1ha以上のもののみ 1ha以上のもののみ
3	公図写	公図どおり	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域の境界 市町村の区域内の町又は字の境界 土地の地番及び形状 開発区域外で開発行為に関する工事を行う土地の位置 	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域周辺も適宜表示すること 公共用地は次によりうすく着色すること 公道＝赤 水路＝青 堤塘敷＝うす黒
4	開発区域区域図	1/2,500以上	開発区域並びにその区域を明らかに表示するために必要な範囲内において、都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界並びに土地の地番及び形状を表示したもの	
5	土地利用計画図	1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域及び工区の境界 主要構造物の標高 公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへの位置 開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員 表面水の流れ方向 排水施設の位置、形状及び水の流れの方向 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 消防水利の位置及び形状 調整池の位置及び形状、調整容量 （多目的利用の場合にあっては、専用部分と多	

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
			目的利用部分の区分) ・河川その他の公共施設の位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及び面積 ・敷地に係る予定建築物等の用途、規模 ・公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積 ・樹木又は樹木の集団の位置 ・緩衝帯の位置、形状及び幅員 ・法面（がけを含む）の位置及び形状、勾配 ・擁壁の位置及び種類	
6	造成計画 平面図	1/1,000以上	・方位 ・開発区域及び工区の境界 ・標高差を示す等高線 ・切土又は盛土をする土地の部分 ・擁壁の位置、種類及び高さ ・法面（がけを含む。）の位置、形状及び勾配 ・道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高 ・調整池の位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ・造成計画断面図、がけの断面図及び擁壁の断面図に表示する断面の位置	・等高線は細線で表示すること ・切土又は盛土をする土地の部分は次により着色すること。 切土＝黄 盛土＝赤 ・切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。
7	造成計画 断面図	1/1,000以上	・開発区域及び工区の境界 ・切土又は盛土をする前後の地盤面 ・計画地盤高	・切土又は盛土をする土地の部分は次により着色すること。 切土＝黄 盛土＝赤
8	排水施設 計画平面図	1/500以上	・開発区域及び工区の境界 ・排水区域の区域界 ・調整池の位置及び形状 ・都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称 ・道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類 ・排水管の勾配及び管径 ・人孔の位置及び人孔間距離 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先河川又は水路の名称、位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ・道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 ・法面（がけを含む）又は擁壁の位置及び形状	
9	給水施設 計画平面図	1/500以上	・開発区域及び工区の境界 ・給水施設の位置、形状、内のり寸法 ・取水方法 ・消火栓の位置 ・予定建築物等の敷地の形状	・自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為を除く。

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
10	がけの断面図	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ） 切土又は盛土をする前後の地盤面 小段の位置及び幅 石張、張芝、モルタルの吹付け等のがけ面の保護の方法 	<ul style="list-style-type: none"> 切土をした土地の部分に生ずる高さ2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さ1mを超えるがけ、切土・盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さ2mを超えるがけ及び自然がけについて作成すること。 擁壁でおおわれるがけ面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。
11	擁壁の断面図	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法、勾配並びに材料の種類及び寸法 裏込めコンクリートの寸法 透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 鉄筋の位置及び径 水抜き穴の材料、寸法及び位置 	<ul style="list-style-type: none"> 配筋図を含む
12	求積図	1/1,000以上 ただし、開発面積が20ha以上のものは 1/3,000以上	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域の面積 	
12	防災工事計画平面図	1/1,000以上 ただし、開発面積が20ha以上のものは 1/3,000以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域及び工区の境界 標高差を示す等高線 計画道路線 防災施設の位置、形状、寸法及び種類 段切位置 表土除去位置 へドロ除去位置、除去深さ 工事中の雨水排水経路 防災施設の設置時期及び期間 	<ul style="list-style-type: none"> 開発地が山地で大規模な開発の場合に作成すること
14	防災施設構造図	1/100以上	<ul style="list-style-type: none"> 調整池、砂防ダムその他の防災施設の構造 	
15	構造計算書		<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁その他の構造物の構造計算 	
16	安定計算書		<ul style="list-style-type: none"> 擁壁で保護しないがけの安定計算等 	
17	水理計算書		<ul style="list-style-type: none"> 放流先河川又は水路の流下能力 開発区域内排水施設の排水能力 調整池の容量、放流口及び余水吐の断面等 	
18	土地調査書及び地盤改良計画図書		<ul style="list-style-type: none"> 土質の状況 地盤改良の計画 	<ul style="list-style-type: none"> 軟弱地盤等を含む場合に添付すること

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
19	その他市長が必要と認める図書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設新旧対照図 法第32条同意・協議書の内容が、現況図、公図写及び土地利用計画図によって容易に把握されない場合には添付すること。 ・ 道路縦断面図、道路横断面図、道路断面構造図、排水施設構造図、公園計画平面図等 法第32条協議の結果、市等に移管されないこととされた場合又は同協議が成立しなかった場合には添付すること ・ その他審査上特に必要と認める図書 	

注意事項

- 1 申請図書はA 4判に製本すること。
- 2 設計図書には設計者がその氏名を記載すること。
- 3 設計図書のうち併記可能なものは、別葉としなくてもよい（この場合には、2種類程度を限度とする。）。逆に、一葉の図面に明示すべき事項全てを表記することが困難である場合には、別葉としてもよい。
- 4 上表に掲げる縮尺によることが不適當である場合は、適切な縮尺で作成すること。
- 5 設計図書に用いる凡例は、付表(申請図書の凡例一覧表)に掲げるところによることとし、用いた凡例を各図面に表示すること。

別表 2

法第 34 条各号の一又は政令第 36 条第 1 項第 3 号に該当する理由を示す書面の作成要領

該当条項	内 容	図書名	縮 尺	明示すべき事項	備 考
法 § 34① 政令 § 36 I ③イ	日用品販売 店舗等	1 周辺建築物用途 別現況図 2 業務内容を示す 書面 3 申請者の職務経 歴を示す書面	1/2500 以上	・申請地 ・住宅、店舗、工場等の別及び それらの戸数 ・販売、加工、修理等に係る取 扱品目、作業の内容、規模等 ・業務に係る経歴、資格等	・半径150m以内又 はおおむね50戸 以上の建築物の 連たんしている 範囲(市街化区 域を除く)
	診療所・助 産所	1 周辺建築物用途 別現況図 2 申請者の資格・経 歴を示す書面	1/2500 以上	・申請地 ・住宅、店舗、工場等の別及び それらの戸数 ・医師免許、助産師免許等	・同上
	社会福祉施 設等	1 周辺建築物用途 別現況図 2 業務内容を示す 書面 3 申請者の職務経 歴を示す書面	1/2500 以上	・申請地 ・住宅、店舗、工場等の別及び それらの戸数 ・誓約書 ・執行、管理体制等 ・業務に係る経歴、資格等	・同上 ・社会福祉施設 の設置に関する誓 約書(立地基準 参照)
法 § 34② 政令 § 36 I ③イ	資源の活用	1 資源分布状況図 2 資源の利用目的、 利用方法等を示 す書面 3 資源の採取等に 係る他法令の許 認可の状況を示 す書面	1/2500 以上	・申請地 ・資源の種類、分布の範囲及び 埋蔵量等 ・資源の利用目的、具体的な利 用方法等 ・事業の継続予定期間 ・他の原材料との割合及びその 生産地	・他法令の許認可 を必要とする場 合
法 § 34④ 政令 § 36 I ③イ	農林漁業用 施設	1 施設を利用して 行おうとする業 務内容を示す書 面 2 申請者の職務等 を示す書面		・業務に係る経歴、資格等	
	農林水産物 の処理・貯 蔵・加工施 設	1 処理等を行おう とする農林水産 物の生産地の状 況を示す書面 2 業務内容を示す 書面		・農林水産物の種類、生産地の 分布、生産量等 ・処理等の具体的な内容 ・他の原材料との割合及びその 生産地	

法 § 34⑤ 政令 § 36 I ③イ	農林業等活性化基盤施設	1 特定農山村法の所有権移転等促進計画への適合を示す書面			
法 § 34⑥ 政令 § 36 I ③イ	中小企業の共同化・集団化	1 施設を利用して行おうとする業務内容を示す書面 2 国・中小企業総合事業団と一体としてする県の助成状況を示す書面			
法 § 34⑦ 政令 § 36 I ③イ	既存工場と密接な関連を有する事業	1 位置図 2 既存工場の概要及び当該工場と申請に係る事業との関連性を示す書面	1/2500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 既存工場と申請地の関係 既存工場との製品納入、原料供給関係 事業活動の効率化の具体的な内容 	
法 § 34⑧ 政令 § 36 I ③イ	火薬庫	1 火薬の種類・数量を示す書面 2 火薬類取締法の許可の状況を示す書面			
法 § 34⑨ 政令 § 36 I ③イ	沿道サービス施設	1 周辺建築物用途別現況図 2 サービス対象の道路の状況を示す書面 3 業務内容を示す書面 4 申請者の経歴等を示す書面	1/2500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 申請地 市街化区域（用途地域明示）からの距離 道路の幅員及び性格、交通量、通過車両の内容等 サービスの内容、規模等 業務に係る経歴、資格等 	
	道路管理施設	1 施設の概要を示す書面		<ul style="list-style-type: none"> 施設の概要及びその設置を必要とする理由 	
	火薬類の製造所	1 施設の概要を示す書面 2 火薬類取締法の許可の状況を示す書面			<ul style="list-style-type: none"> 自己の業務用の場合
法 § 34⑩ 政令 § 36 I ③イ	地区計画等に適合する建築物	1 位置図 2 地区計画等の内容への適合を示す書面	1/2500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 申請地 	
法 § 34⑪ 政令 § 36 I ③ロ	11号の条例指定区域内の建築物	1 位置図	1/2500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 申請地 	

法 § 34⑫ 政令 § 36 I ③ハ	法 § 34⑫、 令 § 36 I ③ ハの条例に 該当する建 築物	1 位置図	1/2500 以上	・申請地	
法 § 34⑬ 政令 § 36 I ③ニ	既存権利	1 既存権利の届出 書の写し 2 土地の登記事項 証明書又は公証 人の認証を受け た土地賃貸借契 約書の写し 3 申請者の職歴・業 務内容を示す書 面		・線引前から自己の居住用又は 業務用の建築物等	・婚約証明・転勤 証明等 ・名寄帳 ・借家証明書
法 § 34⑭ 政令 § 36 I ③ホ	分家住宅	1 分家する理由及 び市街化調整区 域内に建築しな ければならない 理由を示す書面 2 住民票謄本 3 現に自己の住居 を有していない ことを示す書面 4 戸籍謄本 5 土地の登記事項 証明書 6 周辺建築物用途 別現況図	1/2500 以上	・分家の必要性（例．婚姻、転 勤、帰郷） ・申請者及び本家たる世帯の市 街化区域内の土地の保有状況 ・本家たる世帯の構成員として 同居していた者であること。 ・申請者と土地保有者との関係 ・線引前からの所有等を証する こと。 ・申請地 ・住宅、店舗、工場等の別及び それらの戸数	
	既存建築物 の建替え	1 建替えする理由 を示す書面 2 既存建物の適法 性を示す書面		・規模等の変更の必要性	
	既存宅地の 確認を受け た土地への 建築	1 既存宅地確認通 知書			・当分の間
	収用対象事 業による移 転	1 事業施行者の発 行する事業決定 されていること の証明書 2 収用対象となっ た土地の現況図 3 収用対象物件求 積図 4 周辺建築物用途 別現況図	1/250 以上 1/250 以上	・事業名及び事業年度 ・収用対象となった土地の名称 地番及び面積 ・収用対象となった建築物の用 途、規模、構造並びに所有者 の住所及び氏名 ・収用対象となった土地及び建 築物の範囲 ・収用対象となった土地及び建 築物の範囲の面積 ・申請地 ・住宅、店舗、工場等の別及び それらの戸数	

法 § 34⑭ 政令 § 36 I ③ホ	既存集落内の宅地の利用	1 線引き前から宅地であることを示す書面 2 周辺建築物用途別現況図		<ul style="list-style-type: none"> 申請地 住宅、店舗、工場等の別及びそれらの戸数 	
	地域振興上必要な工場の増設	1 増設する理由を示す書面 2 地域振興上の必要性を示す書面		<ul style="list-style-type: none"> 事前に審査依頼書を提出 	
	地区集会所等	1 地縁団体等であることを示す書面		<ul style="list-style-type: none"> 地縁団体証明書、総会資料等 	
	指定大規模既存集落制度	1 位置図 2 戸籍の附票 3 現に自己の住居を有していないことを示す書面 4 周辺土地利用状況図	1/2500以上	<ul style="list-style-type: none"> 申請地 指定区域が存する地域に20年以上居住していた者であること。 申請地の存する街区の宅地化率 	
	指定大規模既存集落制度（拠点地区）	1 位置図 2 戸籍の附票 3 業務内容を示す書面 4 申請者の職務経歴を示す書面 5 周辺土地利用状況図	1/2500以上	<ul style="list-style-type: none"> 申請地 指定区域が存する地域に20年以上居住していた者であること。 販売、加工、修理等に係る取扱品目、作業の内容、規模等 業務に関する経歴、資格等 申請地の存する街区の宅地化率 	
	日用品店舗等併用住宅	1 周辺建築物用途別現況図 2 業務内容を示す書面 3 申請者の職務経歴を示す書面 4 現に自己の住居を有していないことを示す書面	1/2500以上	<ul style="list-style-type: none"> 申請地 住宅、店舗、工場等の別及びそれらの戸数 販売、加工、修理等に係る取扱品目、作業の内容、規模等 業務に関する経歴、資格等 	<ul style="list-style-type: none"> 半径150m以内又はおおむね50戸以上の建築物の連たんしている範囲（市街化区域を除く）

法 § 34⑭ 政令 § 36 I ③ホ	既存集落内の自己用住宅	1 周辺建築物用途別現況図 2 新規に住宅を市街化調整区域内に建築しなければならない理由を示す書面 3 戸籍謄本 4 土地登記事項証明書	1/250 以上	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、店舗、工場等の別及びそれらの戸数 住宅を建築する必要性（例、現在の住居が過密、狭小、借家である等、停年、退職） 市街化区域内の土地の保有状況 線引き後に取得した土地である場合には、前所有者との関係 線引き前からの所有等を証すること。 	
	病院	1 申請者の資格・経歴を示す書面 2 関係部局との協議書 3 設置、運営に関する書面		<ul style="list-style-type: none"> 医師免許、医療法人登記事項証明書等 関係部局との調整状況 国の定める基準に適合する優良なものであること。 	
	診療所・助産所	1 申請者の資格・経歴を示す書面 2 関係部局との協議書 3 設置、運営に関する書面		<ul style="list-style-type: none"> 医師免許、医療法人登記事項証明書 関係部局との調整状況 国の定める基準に適合する優良なものであること。 	
	社会福祉施設等	1 業務内容を示す書面 2 申請者の職務経歴を示す書面 3 関係部局との協議書 4 設置、運営に関する書面	1/2500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 誓約書 執行、管理体制等 業務に関する経歴、資格等 関係部局との調整状況 国の定める基準に適合する優良なものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設の設置に関する誓約書(立地基準参照)
	学校	1 関係部局との協議書 2 設置、運営に関する書面	1/2500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 関係部局との調整状況 国の定める基準に適合する優良なものであること。 	
	国・県などによる開発済地	1 土地登記事項証明書			
法 § 34⑭ 政令 § 36 I ③ホ	その他	1 開発審査会に付議した各種の要件を備えたことを示す図書その他市長が必要と認める図書			

別表 3

開発行為許可申請書等提出部数一覧表

番号	申請等の種類	提出部数		備考 (要領)
		正	副	
1	開発行為予備審査依頼書	1	—	第 3
2	開発行為許可申請書	1	1	第 4
3	工事着手届	1	—	第 6
4	工程報告書	1	—	第 7
5	工事完了届出書・公共施設工事完了届出書	1	—	第 9
6	手直工事（指示事項）完了報告書	1	—	第 9
7	開発区域内における建築等制限解除申請書	1	1	第 10
8	開発行為に関する工事の廃止の届出書	1	—	第 12
9	開発行為変更許可申請書	1	1	第 13
10	開発行為変更届	1	—	
11	制限区域内における建築の許可申請書	1	—	第 15
12	予定建築物等以外の建築等の許可申請書	1	—	
13	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設許可申請書	1	—	
14	地位の承継届	1	—	第 16
15	地位の承継の承認申請書	1	—	第 17
16	都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書	1	1	第 19
17	都市計画法第 34 条第 13 号の規定による届出書	1	—	第 20
18	都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ニの規定による届出書	1	—	

要領様式内容

様式番号	名 称	様式を定める根拠規定
第1号	開発行為予備審査依頼書	
第2号	開発計画概要書	
第3号	開発行為現地予備審査表	
第4号	開発行為予備審査の結果について	
第5号	開発行為許可申請書	省令別記様式第2
第6号	開発行為協議申請書	
第7号	設計説明書	
第8号	都市計画法第32条の規定に基づく同意	
第9号	新設する公共施設一覧表	
第10号	開発区域内権利者一覧表	
第11号	開発行為の施行等の同意書	
第12号	設計者の資格に関する申告書	
第13号	申請者の資力及び信用に関する申告書	
第14号	資金計画書	省令別記様式第3
第15号	工事施行者の能力に関する申告書	
第16号	開発行為審査表	
第17号	都市計画法第29条の開発行為について（許可）	
第18号	工事着手届	細則様式第1号
第19号	工程表	細則様式第2号
第20号	工事完了届出書	省令別記様式第4
第21号	公共施設工事完了届出書	省令別記様式第5
第22号	開発行為に関する工事の完了検査結果書	
第23号	手直工事（指示事項）完了報告書	
第24号	開発行為に関する工事の検査済証	省令別記様式第6
第25号	公共施設に関する工事の検査済証	省令別記様式第7
第26号	開発区域内における建築等制限解除申請書	細則様式第6号
第27号	開発区域内における建築等制限解除審査表	
第28号	開発区域内における建築等の制限の解除について	
第29号	開発行為に関する工事の廃止の届出書	省令別記様式第8
第30号	開発行為工事廃止届受理審査表	
第31号	開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理について	
第32号	開発行為変更許可申請書	細則様式第4号
第33号	開発行為変更届	細則様式第5号
第34号	開発行為変更許可審査表	
第35号	開発行為の変更について（許可）	
第36号	制限区域内における建築の許可申請書	細則様式第7号
第37号	予定建築物等以外の建築等の許可申請書	細則様式第8号
第38号	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工 作物の新設許可申請書	省令別記様式第9
第39号	敷地概要書	
第40号	開発区域内における建築等の許可について	
第41号	市街化調整区域における建築等について	
第42号	地位の承継届	細則様式第9号
第43号	地位の承継の承認申請書	細則様式第10号
第44号	地位の承継の承認について	
第45号	開発登録簿	
第46号	都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明 申請書	細則様式第12号

様式番号	名 称	様式を定める根拠規定
第 47 号	農林漁業を営む者であることの証明書	
第 48 号	都市計画法第 34 条第 13 号の規定による届出書	
第 49 号	都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ニの規定による届出書	

開発行為予備審査依頼書

年 月 日

磐田市長

開発者 住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり開発行為を行いたいので、開発行為等事務処理要領第3の規定により予備審査を依頼します。

記

1 開発行為をしようとする場所

2 区域区分

市街化区域

市街化調整区域

区域区分を定めない都市計画区域

準都市計画区域

都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域

3 用途地域

4 面 積

m²

5 目 的

6 予定建築物等

備考 1 依頼者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

開発計画概要書

開発区域の地名地番							
地 目	地目区分	宅地	農地	山林	公共用地	その他	合計
	面積(実測の別) 公簿						
	比率						
権利等				地盤の状況			
申請予定者 住所 氏名 電話				工事施行者 住所 氏名		電話	
				設計者 住所 氏名		電話	
開発行為の目的				予定建築物等の用途			
設計の方針							
開 発 区 域	法令等の名称	区域区分等		有無の別及び面積		備考	
	都市計画法	市街化区域		有 (m ²) 無		用途地域 ()	
		市街化調整区域		有 (m ²) 無			
		区域区分を定めない 都市計画区域		有 (m ²) 無		用途地域 ()	
		準都市計画区域		有 (m ²) 無			
		都市計画区域及び準 都市計画区域以外の 区 域		有 (m ²) 無			
		都市計画施設		有 (m ²) 無		種類 ()	
	建築基準法	災害危険区域		有 (m ²) 無			
	地すべり等防止法	地滑り防止区域		有 (m ²) 無			
	砂防法	砂防指定地		有 (m ²) 無			
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域		有 (m ²) 無			
土砂災害警戒区域		有 (m ²) 無					

の 法 規 制 状 況	河川法	河川区域	有 (m ²) 無					
	海岸法	海岸保全区域	有 (m ²) 無					
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	有 (m ²) 無					
	農地法	農地・採草牧草地	有 (m ²) 無					
	農業の振興地域の整備に関する法律 森林法	農用地区域	有 (m ²) 無					
		保安林	有 (m ²) 無					
		保安施設地区	有 (m ²) 無					
	自然公園法	地域森林計画対象民有林	有 (m ²) 無					
		特別地域	有 (m ²) 無	地区区分 ()				
	普通地域	有 (m ²) 無						
		自然環境保全法	自然環境保全地域	有 (m ²) 無	地区区分 ()			
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 文化財保護法 風致地区条例	特別保護地区	有 (m ²) 無					
周知の埋蔵文化財包蔵地		有 (m ²) 無	遺跡等の名称 ()					
風致地区		有 (m ²) 無	地区区分 ()					
接続道路	道路の名称		排水先	河川等の名称				
	管理者			管理者				
	道路幅員			整備状況				
	整備状況			放流の承認				
土地利用	利用区分	営業用地 (自己用地も含む)	公共の用に供する土地			その他	合計	
	面積		道路用地	公園用地	排水施設用地			
	比率							
計画	区画の内訳 (分譲住宅用地のみ記載)			165~200m ² 未満	200m ² 以上	合計		
	区画数							
備考								
予定工期	着手	年	月	日	完了	年	月	日

開発行為現地予備審査表（1）

課長	課員						担当者
受付日				起案			
現地調査日				決裁			
開発行為予備審査をしたところ、概要は次のとおりであるので、別案のとおり通知する。							
開発者氏名							
開発行為地							
面積	地目区分	宅地	農地	山林	公共用地	その他	計
	公簿						m ²
	実測						m ²
目的					予定建築物等		
権利等							
地区の状況			指示（特記）事項				
開発区域の自然環境の変化の有無							
各種指定、地域、地区、との適合							
開発区域内及び周辺の崖くずれ及び出水の状況							
開発行為により予測される各種公害発生の有無及び対策							
給水計画 （給水の方法、能力等）							
排水計画 （排水の方法、放流先等）							

開発行為現地予備審査表（２）

地区の状況	指 示 （特 記） 事 項
樹木の保存計画（現況植生）	
消防水利の有無方法等	
工事車両等の進入路の有無及び安全対策	
工事に伴う防災対策	
地 盤 の 現 況 等 （ 軟 弱 地 盤 対 策 等 ）	
接 続 道 路	
公共施設の有無及び管理者	
都 市 計 画 施 設	
そ の 他	
開発行為をするにあたって 必要とされる他の法令等の 許認可名及びその担当課名	

第 号
年 月 日

様

磐田市長

開発行為予備審査の結果について

このことについて、予備審査の結果は下記のとおりですので、通知します。
なお、下記事項について、関係機関との協議が整うなど課題が解決した場合には、開発行為許可申請書を提出してください。

記

この通知書に記載の通知日から3年以内に開発行為許可申請をしてください。3年を過ぎますとこの通知は失効します。

開発行為許可申請書

都市計画法第 29 条第 1 項（第 2 項）の規定により開発行為の許可を申請します。 年 月 日 磐田市長 許可申請者 住 所 氏 名 電話番号	※手数料欄	
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地 域 の 名 称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 法 第 3 4 条 の 該 当 号 及 び 該 当 す る 理 由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号		
※ 許 可 に 付 し た 条 件		
※ 許 可 番 号		年 月 日 第 号

- 備考 1 申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内のおいて行われる場合に記載すること。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 5 「工事着手予定年月日」の欄には、「許可の日から」、又は「許可の日から何ヶ月後」等と記入すること。
- 6 「工事完了予定年月日」の欄には、「工事着手後何ヶ月」等と記入すること。
- 7 申請書に関する担当者連絡先を欄外に記載すること。

開発行為協議申請書

都市計画法第 34 条の 2 の規定により開発行為について協議します。 年 月 日 磐田市長 協議者 住 所 氏 名 電話番号	※手数料欄		
開 発 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる 地域の名 称	
	2	開発区域の面積	平方メートル
	3	予定建築物等の用途	
	4	工事施行者住所氏名	
	5	工事着手予定年月日	年 月 日
	6	工事完了予定年月日	年 月 日
	7	自己の居住の用に供するもの、自己の業 務の用に供するもの、その他のものの別	
	8	法第 34 条の該当号 及び該当する理由	
	9	その他必要な事項	
※ 受 付 番 号			
※ 協議成立に附した条件			
※ 協議成立番号		年 月 日	第 号

- 備考 1 申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内のおいて行われる場合に記載すること。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 5 「工事着手予定年月日」の欄には、「協議成立の日から」、又は「協議成立の日から何ヶ月後」等と記入すること。
- 6 「工事完了予定年月日」の欄には、「工事着手後何ヶ月」等と記入すること。
- 7 申請書に関する担当者連絡先を欄外に記載すること。

設 計 説 明 書

1 事業計画の概要

- (1) 事業の目的、内容、効果等事業計画の概要を記載すること。
- (2) 既定計画又は将来計画がある場合には、それらとの関連を明記すること。
- (3) 市街化調整区域内における開発行為にあつては、法第34条各号の一に該当する理由を記載すること（記載に当たっては、別表2を参考にすること。）。

2 計画地の現況

- (1) 土地の地目別内訳等

区 分		公簿面積				実測面積	
		既取得地	未取得民有地	未取得公有地	計	面 積	割 合
宅 地							
農 地	田						
	畑						
	その他						
	小 計						
山 林							
原 野							
公共公益用地							
そ の 他 ()							
計							

備考 1 農地欄のその他には採草放牧地を記入すること。

(2) 計画地の現状

標高	最高地均			m ~ 最低値	m
	平均			m 標高差	m
傾斜 状況	勾配	面積	割合	土地利用方針	
	0度~15度	m ²	%		
	15度~30度				
	30度~45度				
	45度以上				
地層 地質 の概要					
河川	○○○流域 面積 ha 全体面積の %	流末経路	放流先 中間経路		
			河川法上の 河川又は海		
計画地 への交通 路	取付ける 認定道路	道	線	(W=	m)
		道	線	(W=	m)
	進入路区間	W=	m	L=	m 現況地目

- 備考 1 「流末経路」の欄には、放流先から最終の流末河川までを系統ごとに記入すること。また河川の級種別も記入すること。
- 2 「取付ける認定道路」の欄には、開発区域内の道路が接続する開発区域外の道路又は開発区域内の予定建築物等の敷地が接する開発区域外の道路について記載すること。なお、当該道路を拡幅する場合には、現況幅員及び拡幅後の幅員をそれぞれ記載すること。
- 3 「進入路区間」の欄には、開発区域内の道路と開発区域外の道路を接続するために設置する道路の区間について記載すること。

(3) 土地利用規制現況等

根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面 積	根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面 積
国土利用計画法		ha	自然公園法		ha
都市計画法			文化財保護法		
農振法 (農用地域)		()	宅地造成等規制法		
森林法			農地法		

- 備考 1 上記のほか規制を受ける法令については、すべて記入すること。
 2 国土利用計画法の欄には、土地利用基本計画による地域区分の細区分を記すこと。

3 土地利用計画

(1) 施設計画の概要

	施設名	面 積	割 合	数量・規模等についての概要説明
営業用施設 (自己用を含む)		m ²	%	
	小 計			
公共施設				
	小 計			
公益施設				
	小 計			
その他				
	小 計			
合計			100	

住区街区の設定計画（分譲地、工場団地に係るもの）

街区数	街区	最大街区面積	m ²	街区最長辺	m
最大区画面積	m ²	最小区画面積	m ²	平均区画面積	m ²
予定建築物	(例) 住宅	集会所	その他	合計
区画数	(例) 120	2	1	130

備考 1 営業用施設

分譲用宅地、ゴルフ場のホール等計画の主たる目的とした施設。

2 公共施設

計画地内で整備しようとする道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供す貯水施設。

3 公益的施設

計画地内で整備しようとする水道、廃棄物処理施設、バス停、社会福祉施設、医療施設、公民館・集会所、変電所、官公署、教育施設等。

4 その他

上記1～3に区分されない施設、未利用地。

5 工区を設定する場合には、工区ごとにとりまとめること。

(2) 開発率

施行区域の面積に対する現地形又は現植生を変更する土地の面積の割合を記入すること。

$\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \times 100 =$	%
----------------------------------------------	---

4 個別計画の明細

(1) 防災計画

区 分	種 別	施設概要（構造等）
河川改修	(河川・水路名)	(例) L=〇〇m、W=〇〇m
防災施設	(調整池)	必要調整容量 V=〇〇〇m ³
	(砂防堰堤)	調整池容量 V=〇〇〇m ³
そ の 他		

- 備考
- 1 開発行為において施行する防災計画を明らかにすること。
 - 2 施設には符号を付す等により図面と対照しやすいようにすること。
 - 3 流末河川について河川名を明示して現況・流下能力及び改修計画を明示すること。
 - 4 水理計算書を添付すること。
 - 5 流出土砂量計算書を添付すること。
 - 6 調整池容量計算書を添付すること（下流の流下能力の検討を含む。）。

(2) 生活用水計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

計画給水区分	給水量等	積算の基礎	
		施設ごとの給水人口等	最大給水量
計 画 年 次	年	(例)	
計画給水人口	人	分譲宅地	
1日1人当たり給水量	最大 1/日 平均 1/日	〇区画(戸)×〇人=〇人	1人 × m ³ /日 =
1日当たり給水量	最大 m ³ /日 平均 m ³ /日		
時間最大給水量	m ³ /時		

(3) 工業用水計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

用途	区分	使用水量	積算の基礎
ボイラー用水		m ³ /日	
原料用水			
製品処理及び洗浄用水			
冷却用水			
温調用水			
その他			
計			

(4) その他の用水計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

生活用水、工業用水以外の用水を使用する場合は、上記の例に準じて記載すること。

(5) 水源及び水量（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

水源の種別	水量等		備考
水道	水道の名称	最大受水量	分水又は給水承諾書を添付すること。
		m ³ /日	
地下水	くみ上げ地点	最大取水量	地下水の採取計画書を添付すること。
		m ³ /日	
表流水	河川の名称	最大取水量	水利権許可書又はこれに準ずるものを添付すること。
		m ³ /日	

(6) 給水施設計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

施設区分	規模・構造等についての説明
(例) 貯水槽 給水管	

(7) 排水施設計画

施設区分	規模・構造	積算の基礎等

- 備考 1 雨水と雨水以外の下水、開発区域内と開発区域外とに区分して排水系統ごとに記入すること。
- 2 4(1) 防災計画に掲げた施設の再掲は、不要である。

(8) 道路計画

道路区分	幅員	延長	勾配			最小曲線半径	(計画)交通量	備考
			最小	最大	平均			
公道の現況	m	m	%	%	%	m	台/日	〇〇道 〇〇～〇〇線
進入路								市等移管道 L=〇m
幹線道路								
支線道路								

- 備考 1 「公道の現況」の欄には、開発区域内の道路が接続する開発区域外の道路又は開発区域内の予定建築物等の敷地が接する開発区域外の道路について記載すること。この場合、L=200メートルの範囲で記載すること。
- 2 「進入路」の欄には、開発区域内の道路と開発区域外の道路を接続するために設置する道路について記載すること。

(9) 清掃施設計画

施設区分	処理方法	規模・構造	積算の基礎	備考

- 備考 1 し尿・雑排水・ごみに区分して、それぞれの施設計画を明らかにすること。
- 2 施設の維持管理の責任及び処理水の水質等処理後の状況を備考欄に記入すること。

(10) 消防用施設計画

施設区分	規模・構造	配置計画

(11) その他の施設計画

施設名	説明

5 関連公共・公益的施設の整備

施設名	施設管理者	整備計画の明細	協議状況

- 備考 1 開発行為に伴って、公共施設又は公益的施設を整備する計画がある場合は、この計画について記載すること。
- 2 「協議状況」の欄には、当該施設の管理者との協議の状況を記載すること。

6 切土盛土の土量集計

符号	施工区域	切土 m ³	盛土 m ³	残土 不足土 m ³	残土・不足土の処理方法
計					

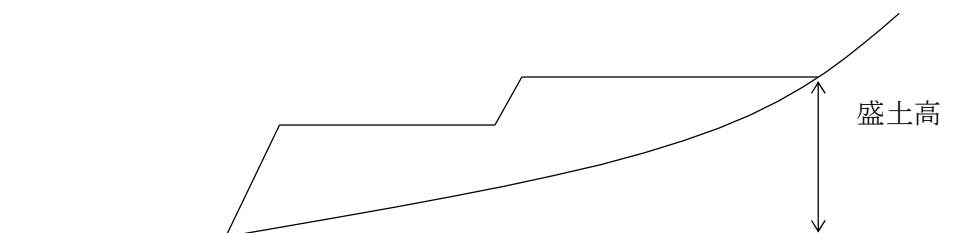
- 備考 1 土量計算書を添付すること。
- 2 符号は、符号欄と土量計算書と同一のものを付し対照しやすいようにすること。施工区域は適宜区分すること。
- 3 計画地外からの土砂の搬入又は、計画地外への土砂の搬出がある場合は、採取地捨土場所、運搬経路、採取方法、捨土方法について明記すること。なお、必要に応じて関係図面を添付すること。

7 地盤・法面・擁壁等の安全対策

(1) 切土・盛土

区 分	最大切盛高	法 勾 配	備 考
切 土			
盛 土			

備考 1 盛土高の計算方法は、下図の例によること。



(2) 法面保護・擁壁

位 置	区 分	規模及び構造

(3) 地 盤

改良箇所	改良方法

8 公園計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

各公園の面積、出入り口の数、勾配、施設計画（利用者の安全確保のための施設、排水施設、植栽、遊戯施設等）等について記載すること。

なお、開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ha未満の開発行為であって、政令第25条第6号ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、その理由を記載すること。

9 環境保全対策（開発区域の面積が1ヘクタール未満のものは除く。）

(1) 樹木等の保存計画

区 分	分布状況	保存計画
樹 木	本 (m ²)	本 (m ²)
樹木の集団	m ²	m ²

備考 1 樹木とは、高さが10メートル以上の健全な樹木をいう。樹木が広範に分布する場合には、数量の単位は、平方メートルとする。

2 樹木の集団とは、高さが5メートル以上で、かつ、面積が300平方メートル以上の健全な樹木の集団をいう。

3 政令第28条の2第1号ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載すること。

(2) 表土の復元等の計画

ア 高さが1メートルを越える切土又は盛土をする土地の面積

区 分	面 積
切 土	m ²
盛 土	
合 計	

イ アの土地に対する表土の復元等の措置（アの土地の合計の面積が1,000平方メートル未満のものは除く。）

区 分	面 積
表土の復元	m ²
客 土	
土壌の改良	
そ の 他	
合 計	

(3) 緩衝帯の配置計画

緩衝帯の配置計画、幅員及び緑化の方針について記載すること。

なお、政令第28条の3ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載すること。

10 工事中の災害防止等の計画

(1) 土砂流出防止計画等

区 分	具 体 的 な 対 策 等
土砂流出・崩壊防 止	
水質汚濁防止	
飲料水確保	
交通安全対策	
騒音対策	
そ の 他	

(2) 施工管理体制

備考 1 工事中の現場管理体制、特に非常時の連絡体制を記載すること。工事施行者が未定で許可を受ける場合には、工事着手届において明らかにする旨記載し、工事着手届に添付してもよい。

11 施設完成後の管理計画等

	施設名	管理者	管理方法等
営業用施設 (自己用を含む)			
公共施設			
公益的施設			
その他			

- 備考
- 1 3 土地利用計画(1) 施設計画の概要に掲げた施設区分に従い、施設完成後の当該施設の管理者及び管理方法等について記載すること。
 - 2 公共施設又は公益的施設であって、公共団体に移管されないものについては、その管理方法等を特に詳細に記載すること。

第 号
年 月 日

様

国土交通省所管国有財産部局長
又は公共施設の管理者



都市計画法第 32 条の規定に基づく同意

年 月 日付けによる申請については下記のとおり同意します。

記

1 従前の公共施設一覧表（付替をしない場合）

別紙(1)のとおり。

2 付替えに係る公共施設一覧表（付替をした場合）

別紙(2)のとおり。

3 その他（条件等）

- 備考
- 1 別紙には、付替をした場合と、付替しない場合のいずれか一つを添付すること。
 - 2 その他条件等があれば具体的内容を示すこと。
 - 3 開発許可申請のときに添付すること。

別 紙 (1)

従前の公共施設一覧表（付替道路、水路を設置しない場合）

従前の公共施設 の名称	新旧対照 図に付し た番号	廃止、付 替え、拡 幅等の別	概 要			管理者 名称	所有者 の名称	摘 要
			延 長	幅 員 (管径)	面 積			
			m	m	m ²			

備考 1 従前の公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。

別 紙 (2)

付替えに係る公共施設一覧表（付替道路、水路を設置した場合）

従前の公共施設			付替えに係る公共施設				付替後にお ける従前の 公共施設用 地の帰属	摘要
名 称	新旧対照図に 付した番号		土地所有者 の名称	名 称	新旧対照図に 付した番号			
		番号			地積		番号	地積

備考 1 都市計画法第 40 条第 1 項の規定により公共施設の付替えをする場合に記入すること。

記入上の留意点

- 1 開発区域の公共施設を廃止、拡幅又はそのまま存置する場合には、別紙(1) に記入すること。
- 2 その他の場合には、別紙(2)に記入し、「付替え後における従前の公共施設用地の帰属」欄には、開発行為の許可を受けた者を記入すること。また、「摘要」欄には「付替えに係る公共施設」の所有者を記入すること。

新設する公共施設一覧表

新設する公共施設の名称	新旧対照図に付した番号	概要			管理者となるべき者の名称	摘要
		延長	幅員 (管径)	面積		
		m	m	m ²		

上記のとおり都市計画法第32条に規定する協議を了したことを証します。

年 月 日

(公共施設管理者)



- 備考
- 1 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。
 - 2 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入すること。
 - 3 拡幅の場合は、従前の公共施設の番号、幅員等を概要の欄に記入すること。

開発区域内権利者一覧表

物件の種類	所在及び地番	面積	権利の種類	権利者の氏名	同意の有無	摘要
		m ²				

- 備考
- 1 物件の種類欄には、土地・建物等の種別を記入すること。
 - 2 権利の種類欄には、所有権・抵当権等の別を記入すること。
 - 3 同意の有無欄には、その旨を記入し、協議中の場合はその経過を示す説明書を添えること。
 - 4 同一物件に複数の権利者がいる場合には、全ての権利者について記入すること。

開 発 行 為 の 施 行 等 の 同 意 書

年 月 日

開発者 住 所
氏 名 様

権利者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

わたくしが権利を有する次の物件について、開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

物件の種類	所在及び地番	面積 m ²	権利の種類	摘要

備考 1 権利者の印に係る印鑑証明書を添付すること。

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

磐田市長

設計者 住 所
氏 名

年 月 日生

電話番号

次のとおり都市計画法第 31 条に規定する設計者の資格について申告します。

学 歴	学校の名称	学部及び学科	所 在 地		修 業 年 限
実 務 経 歴	勤 務 先	所 在 地	職 名	在職期間（合計 年 月）	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
設 計 経 歴	事 業 主 体	工 事 施 行 者	施 行 場 所	面 積	許認可の番号及び 年月日
				m ²	第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
都市計画法施行規則第 19 条の該当資格			<input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ	

- 備考
- 1 学歴の欄には、設計者の資格に係りのある学歴を記入すること。
 - 2 実務経歴及び設計経歴の欄には、宅地開発に関する経歴のみを記入すること。
 - 3 都市計画法施行規則第 19 条に規定する資格を証する書類を添えること。
 - 4 開発区域の面積が 20ha 以上の場合の設計経歴欄には、20ha 以上の開発行為に関する工事の経歴を記入すること。

申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

磐田市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

都市計画法第 33 条第 1 項第 12 号に規定する必要な資力及び信用について次のとおり申告します。

設立年月日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従業員数	人（うち土木建築関係技術者 人）					
前年度事業量	千円	資産総額	千円			
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税	千円	事業税 千円			
主たる取引金融機関						
役員略歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格・免許・学歴・その他	
			才	年		
宅地造成経歴	工事の名称	工事施行者	工事施行場所	面積	許認可の年月日及び番	着工及び完了の年月
				m ²	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了

- 備考 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 法令による登録等の欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の登録等について記入し、当該免許証等の写しを添付すること。
- 3 次に掲げる書類を添えること。
- (1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
 - (2) 財務諸表（直前の事業年度のもの）
 - (3) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、法人の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。以下同じ。））

資 金 計 画 書

1 収支計画

（単位 千円）

	科 目	金 額
収 入	処 分 収 入	
	宅地処分収入	
	補 助 負 担 金	
	計	
	支 出	用 地 費
工 事 費		
（ 内 訳 ）		
整地工事費		
道路工事費		
排水施設工事費		
給水施設工事費		
防災工事費		
附帯工事費		
事 務 費		
借入金利息		
計		

備考 1 処分収入にあつては、単価及び積算の基礎を科目欄に（ ）書すること。附帯工事にあつては、工事の種別（緑化費等）を区分して、それぞれについて記入すること。

2 年度別資金計画

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	借入償還金					
	計					
出	自己資金					
	借入金					
	その他 (権利金、入会金等)					
	処分収入					
	宅地処分収入					
	その他処分収入					
	補助費負担金					
	計					
	借入金の借入先					

備考 収入について、調達方法を裏づける書面（預金残高証明書、融資証明書等）の提出を求める場合があるので留意すること。

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

磐田市長

申請者住所

氏名

電話番号

工事施行者住所

氏名

電話番号

都市計画法第 33 条第 1 項第 13 号に規定する必要な能力について次のとおり申告します。

設立年月日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従業員数	事務	技術	労務	計		
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税		千円	事業税	千円	
主たる取引金融機関						
建設業法第 26 条による主任技術者の住所及び氏名						
技術者略歴	職名	氏名	年令	在社年数	資格・免許・学歴・その他	
			才	年		
宅地造成工事等施行経歴	注文主の氏名	元請・下請の別	工事施行場所	面積	許認可年月日	完了年月
				m ²	年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月

- 備考 1 申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 法令による登録等の欄には、建設業法による建設業の許可、建築士法による建築士事務所の登録等について記入し、当該許可証等の写しを添付すること。
- 3 次に掲げる書類を添えること。
- (1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
 - (2) 法人の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）（個人の場合は、履歴書）

開 発 行 為 審 査 表

申請日	年 月 日	市土地利用 指 導 要 綱	承認日 〃 番号	年 月 日 磐 土 地 一 号	受 付	年 月 日 番 号 第 号	
申請者氏名				開発行為地			
開発行為の目的							
区 域 区 分		市街化区域・調整区域 用途()		開 発 面 積		m ²	
				法第 34 条該当号			
予定建築物等				自己用・非自己用		自己居住用・自己業務用 ・非自己用	
設計者氏名		電 話		手 数 料		円 (済 ・ 未 納)	
添 付 図 書	項 目		有無	項 目		有無	
	1 許可(協議)申請書			12 開発区域位置図			
	2 予備審等に対する措置状況			13 現況図			
	3 設計説明書			14 公図写			
	4 法第 3 2 条同意・協議書			15 開発区域区域図			
	5 権利者一覧表			16 土地利用計画図			
	6 開発行為の施行等の同意書			17 造成計画平面図			
	7 設計者の資格申告書			18 造成計画断面図			
	8 申請者の資力信用申告書			19 排水施設計画平面図		(その他市長が必要と認める図書)	
	9 資金計画書			20 給水施設計画平面図			
	10 工事施行者の能力申告書			21 がけの断面図			
11 土地の登記事項証明書			22 擁壁の断面図				
項目	審 査 経 過 、 指 示 事 項 、 意 見 等					指示月日	処理月日
法第 41 条による指定		有・無		内 容			
備考							

第 号
年 月 日

様

磐田市長



都市計画法第 29 条(第 32 条の 2)の開発行為について（許可・協議成立）

年 月 日付けで申請のあった開発行為については、都市計画法第 29 条第 項(32 条の 2)の規定に基づき、下記により許可します(協議成立とします)。

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称、地番			
	2 開発行為の目的及び開発区域の面積			平方メートル
	3 予定建築物等の用途			
	4 工事施行者住所氏名			
	5 工事着手予定年月日		年 月 日	
	6 工事完了予定年月日		年 月 日	
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別			
	8 法第 34 条の該当号及び該当する理由	届出受付	年 月 日	第 号
	9 その他必要な事項			

許可(協議成立)に附した条件

工 事 着 手 届

年 月 日

磐田市長

届出者 住 所

氏 名

電話番号

開発行為の工事に着手しますので、都市計画法施行細則第 3 条の規定により届け出ます。

許 可 (協 議 成 立) 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	
工 事 着 手 年 月 日 完 了 予 定	年 月 日 着 手 年 月 日 完 了 予 定
工 事 施 行 者	氏 名
	住 所
	連 絡 場 所 電話番号
現 場 管 理 者	氏 名
	住 所
	連 絡 場 所 電話番号

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

工事完了届出書

年 月 日

磐田市長

届出者 住 所

氏 名

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、開発行為に関する工事（許可(協議成立)番号 年 月 日 第 号)が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した開発区域又は

工区に含まれる地域の名称

※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 ※印のある欄は記載しないこと。

公共施設工事完了届出書

年 月 日

磐田市長

届出者 住 所

氏 名

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、公共施設に関する工事（許可(協議成立)番号 年 月 日 第 号)が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した公共施設が存する開発

区域又は工区に含まれる地域の名称

3 工事を完了した公共施設

※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 ※印のある欄は記載しないこと。

開発行為に関する工事の完了検査結果書

許可(協議成立) 番 号	第 号	開発区域の 名 称	
許可(協議成立) 年 月 日	年 月 日	着手 年月日 完了	年 月 日 着手 年 月 日 完了
開 発 者		検査年月日	年 月 日
設 計 者		検 査 員	
工事施行者		検査立会人	
検 査 結 果			
手直工事			
指示事項			
手直事項等の確認（再検査）			
手直工事（指示事項）完了 報告受付年月日	年 月 日		
確認方法及び確認年月日	確認方法 現場検査・写真・その他（ ） 確認年月日 年 月 日		
備 考			

手直工事（指示事項）完了報告書

年 月 日

磐田市長

報告者 住 所

氏 名

手直工事

開発行為に関する (許可(協議成立)番号 年 月 日 第

指示事項

号) が下記のとおり完了しましたので、開発行為等事務処理要領第 9 (3) の規定に基づき報告します。

記

1 開発行為の場所

2 完了検査年月日 年 月 日

3 手 直 工 事

4 指 示 事 項

5 手直工事（指示事項）完了年月日 年 月 日

備考 1 報告者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

開発行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

磐田市長



下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法第 29 条（第 32 条の 2）の規定による開発許可（協議）の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許可（協議成立）番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
- 3 許可を受けた（協議した）者
の住所及び氏名

公共施設に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

磐田市長



下記の公共施設に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法第 29 条（第 32 条の 2）の規定による開発許可（協議）の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許可（協議成立）番号 年 月 日 第 号
- 2 工事を完了した公共施設が
存する開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設
- 4 許可を受けた者（協議した）の
住所及び氏名

開発区域内における建築等制限解除申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

都市計画法第37条第1号の規定により、開発区域内の土地における建築等の制限解除を申請します。

開発行為許可(協議成立) 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
建築等の制限解除を申請する 土地の区域	
予定建築物等の用途、構造	
申 請 の 理 由	

備考 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 添付書類

- (1) 申請地位置図…S=1/1,000以上の開発許可を受けた土地利用計画図に敷地の位置を赤線で囲み表示すること。
- (2) 予定建築物位置図、平面図、立面図……S=1/100程度、別途建築確認申請と同一のもの
- (3) 現況写真……手札判程度の大きさのもの

開発区域内における建築等制限解除審査表

申請日	年 月 日	市土地利用 指導要綱	承認日 年 月 日 〃 番号 〃 土地 一 号	受 付	年 月 日 番号 第 号	
申請者の住所						
申請者の氏名						
開発行為の許可(協議成立) 年月日、番号		年 月 日 第 号				
開発行為の目的						
開発区域に含まれる地域の名称						
建築制限の解除を 申請する土地の区域						
図 書	1	土地利用計画図	2	建築物等の位置図、配置図		
	3	棟別一覧表	4	建築物等の図面（平面、立面等）		
棟 別 概 要						
棟	用 途	構 造	規 模			備 考
			階 数	建築面積	延面積	
建築等の予定工期		着手 年 月 日 完了 年 月 日				
申請の理由						
建築等制限解除の適否の理由						

第 号
年 月 日

様

磐田市長



開発区域内における建築等の制限解除について

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、都市計画法第 37 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり建築等の制限を解除します。

記

- 1 開発行為許可（協議成立）年月日 年 月 日 第 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 建築等の制限を解除する土地の区域
- 4 予定建築物等の用途、規模、構造、棟数
- 5 解除に付した条件

当該開発区域（開発区域を工区に分けたときは当該工区）の工事の検査済証の交付を受けるまでは、建築物等は使用してはならない。

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

磐田市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

都市計画法第 38 条の規定により、開発行為に関する工事（許可（協議成立）番号 年
月 日 第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 開発行為に関する工事を
廃止した年月日 年 月 日
- 2 開発行為に関する工事の
廃止に係る地域の名称
- 3 開発行為に関する工事の
廃止に係る地域の面積
- 4 工事の廃止の理由

備考 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代
表者の氏名を記載すること。

開発行為工事廃止届受理審査表

申請日	年 月 日	市土地利用 指導要綱	承認日 〃 番号	年 月 日 磐土地 一 号	受 付	年 月 日 番号 第 号
届出者の住所						
届出者の氏名						
開発行為の許可(協議成立) 年月日、番号		年 月 日 第 号				
開発区域に含まれる地域の名称						
添 付 図 書	項 目	有無	項 目	有無		
	1 開発区域位置図		4 防災工事計画書			
	2 現況図		5 現況写真			
	3 公共施設機能回復計画書		6 工事施行写真			
工事着手年月日		年 月 日 ・ 未着手				
工事廃止年月日		年 月 日				
現地確認年月日		年 月 日 ・ 現地確認不要				
工事廃止の理由						
公共施設機能回復措置の内容及びその適否						
防災措置の内容及びその適否						

第 号
年 月 日

様

磐田市長



開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理について

年 月 日付けで届出のあった都市計画法第 38 条の規定に基づく開発行為
に関する工事（許可（協議成立）番号 年 月 日 第 号）の廃止
の届出書を受理したので通知します。

開発行為変更許可(協議)申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

次のとおり開発行為の変更の許可を受けたいので、都市計画法第35条の2第2項(第4項)の規定により申請します。

	区 分	変 更 前	変 更 後
開発行為の変更の概要	開発区域に含まれる地域の名称		
	開発区域の面積	平方メートル	平方メートル
	予定建築物等の用途		
	工事施行者住所氏名		
	法第34条の該当号及び該当する理由		
	その他必要な事項		
変更の理由			
開発許可の許可(協議成立)番号		年 月 日	第 号
※ 受付番号		年 月 日	第 号
※ 変更の許可(協議成立)に付した条件			
※ 変更の許可の許可(協議成立)番号		年 月 日	第 号

- 備考 1 申請者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内の于行われる場合に記載すること。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 5 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更を伴う場合には、「開発行為変更届」を添付すること。

開 発 行 為 変 更 届

年 月 日

磐田市長

届出者 住 所

氏 名

電話番号

次のとおり開発行為の変更をしたので、都市計画法第35条の2第3項の規定により届け
出ます。

変 更 に 係 る 事 項	
変 更 の 理 由	
開 発 許 可 (協 議 成 立) の 許 可 番 号	年 月 日 第 号

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代
表者の氏名を記載すること。
- 2 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開発行為変更許可(協議)審査表

申請日	年 月 日	市土地利用 指導要綱	承認日 〃 番号	年 月 日 磐土地 一 号	受 付	年 月 日 番号 第 号
申請者氏名		開発行為の目的		開発行為地		
開発行為の目的						
区域区分	市街化区域・調整区域 用途()		開発面積			
			法第 34 条該当号			
予定建築物等				自己用・非自己用	自己居住用・自己業務用・非自己用	
設計者氏名				手数料	円 (済・未納)	
変更の概要						
添付 図書	項 目	有無	項 目	有無	項 目	有無
	1 許可(協議)申請書		11 開発区域位置図		21 擁壁の断面図	
	2 変更理由を記した書面		12 現況図		22 求積図	
	3 変更事項新旧対照表		13 公図写		23 防災工事計画平面図	
	4 設計説明書		14 開発区域区域図		24 防災施設構造図	
	5 法第 3 2 条同意・協議書		15 土地利用計画図		25 構造計算書	
	6 権利者一覧表		16 造成計画平面図		26 安定計算書	
	7 開発行為の施行等の同意書		17 造成計画断面図		27 水理計算書	
	8 資金計画書		18 排水施設計画平面図		28 土質調査書・地盤改良計画書	
	9 工事施行者の能力申告書		19 給水施設計画平面図		(その他市長が必要と認める図	
10 土地の登記事項証明書		20 かけの断面図				
項目	審査経過、指示事項、意見等				指示月日	処理月日
法第 41 条による指定	有・無	内容				
備考						

第 年 月 日 号

様

磐田市長



開発行為の変更について（許可・協議成立）

年 月 日付けで申請のあった開発行為の変更については、都市計画法第 35 条の 2 第 1 項(第 4 項)の規定に基づき、下記により許可します(協議成立とします)。

区 分		変 更 前	変 更 後
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	開発区域に含まれる 地 域 の 名 称		
	開 発 区 域 の 面 積	平方メートル	平方メートル
	予定建築物等の用途		
	工事施行者住所氏名		
	法第 3 4 条の該当号 及び該当する事項		
	その他必要な事項		

許可(協議成立)に附した条件

制限区域内における建築の許可申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、建築の許可を申請します。

開発行為許可(協議成立) 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた(協議した)者の 氏 名 又 は 名 称	
制限を受けた内容	
建築物の構造等 (用途、規模、棟数)	
申請の理由	

備考 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

予定建築物等以外の建築等の許可(協議)申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

都市計画法第42条第1項ただし書(第42条第2項)の規定により、予定建築物等以外の建築等の許可(協議)を申請します。

開発行為許可(協議成立) 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた(協議した)者の 氏 名 又 は 名 称	
予 定 建 築 物 等 の 用 途	
予定建築物等以外の建築物等の 用途又は用途変更しようとする 建 築 物 等 の 用 途	
申 請 の 理 由	

備考 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定
 工作物の新設許可申請書

都市計画法第 43 条第 1 項の規定により、 （建築物 第一種特 定工作物）の（新 改 用途の変更 新 築 築 設） の許可（協議）を申請します（申し出ます）。 年 月 日 磐田市長 許可申請者 住 所 （協議） 氏 名 電話番号		※ 手数料欄
1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5	その他必要な事項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可（協議成立）に付した条件		
※ 許可（協議成立）番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

敷 地 概 要 書

申請者の氏名	
設計者 (作成者) の氏名	
設計者 (作成者) の住所	
設計者 (作成者) の TEL	- () -

土地	土地の現況等	地 目			権利の内容	面 積			
		公 簿		現 況		公 簿	m ²	実 測	m ²
地盤の改良等の策 令第一三六条第一項 第一号イ関係	地盤の改良、擁壁の設置等 安全上必要な措置の要否	要	土地の状況	地盤の軟弱な土地	がけくずれ又は出水のおそれの多い土地	その他左に類する土地 (災害危険区域急傾斜地崩壊危険区域等)			
			上記土地に対する安全上必要な措置の方法						
		必要としない地盤の状況							
下水の排出等 令第一三六条第一項	下水の処理方法	汚 水			雨 水				
	排水施設の規模・構造	名称及び規模			構 造				
	放流先の状況・名称・管理者	放流先の状況 (放流先までの距離)		(m)	名 称		管理者		
	許可(承諾)等の手続の概要・経緯								
接続道路 建築基準法 第四三三條関係	建築基準法第 42 条該当号	第 1 項該当号及び名称	1 号 2 号 3 号 4 号 5 号	名称及び位置の指定年月日等					
		第 2 項該当		必要な道路の後退線の距離	(イ) 道路の中心線から m	(ロ) がけ等の境界線から m			
	接続する位置・道路の幅員・管理者	敷地が接続する位置 (路地状敷地である場合はその距離)		敷地の側 (m)	幅 員 (路地状敷地である場合はその幅員)	(m)	管理者		
	許可(承諾)等の手続の概要・経緯								
その他	他の法令等による許認可の有無及び手続の概要・経緯 (河川・道路の関係を除く。)								

第 号
年 月 日

様

磐田市長



開発区域内における建築等の許可について

年 月 日付けをもって申請のあったこのことについては、都市計画法
第 41 条第 2 項ただし書
の規定により、下記のとおり許可します。
第 42 条第 1 項ただし書
(第 42 条第 2 項の規定により、下記のとおり協議成立とします。)

記

- 1 開発行為許可(協議成立)年月日番号
- 2 建築等をしようとする場所
- 3 建築物等の用途、規模、構造、棟数
- 4 許可(協議成立)の条件

第 号
年 月 日

様

磐田市長



市街化調整区域内における建築等について

このことについて、都市計画法第 43 条第 1 項（第 3 項）の規定により、下記のとおり許可します（協議成立とします）。

記

1 建築等の場所

2 敷地面積

3 建築物等の用途
（規模、構造、棟数）

4 該当号 都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号 $\left[\begin{array}{l} \text{イ (法第 34 条第 号)} \\ \text{ロ、ハ、ニ、ホ} \end{array} \right]$ 該当

5 条 件

※この許可書をもって、都市計画法施行規則第 60 条に規定する適合証明書を併せ兼ねるものとする。

地 位 の 承 継 届

年 月 日

磐田市長

届出者 住 所

氏 名

電話番号

都市計画法第44条の規定により、許可(協議成立)に基づく地位を承継しましたので届け出ます。

開発行為等許可(協議成立) 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
許可(協議成立)に係る 地 域 の 名 称	
被承継人の 住 所 氏 名	
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 添付書類 承継の事実を証する書類

地位の承継の承認申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

都市計画法第45条の規定により、許可(協議成立)に基づく地位の承継の承認を申請
します。

開発行為許可(協議成立) 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
被 承 継 人 の 住 所 氏 名	
承 継 の 理 由	
権 原 を 取 得 し た 年 月 日	年 月 日

備考 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び
代表者の氏名を記載すること。

2 添付書類 権原の取得を証する書類

第 年 月 号
年 月 日

様

磐田市長



地位の承継の承認について

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、都市計画法第 45 条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

- 1 開発行為許可(協議成立)年月日番号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 被承継人の住所及び氏名
- 4 自己の居住の用に供するもの、
自己の業務の用に供するもの、
その他のものの別
- 5 承 継 年 月 日
- 6 承認に付した条件

開発登録簿

番号

当 初 許 可 （ 協 議 ）	許可（協議成立）番号	第 号	承継承認番号	第 号
	許可（協議成立）年月日	年 月 日	承継承認年月日	年 月 日
	許可を受けた者の住所及び氏名	----- -----		承継人の住所及び氏名 ----- -----
	工事施行者の住所及び氏名	----- -----		区 域 等 地 域 市街化区域・市街化調整区域 区域区分が定められていない都市計画区域 準都市計画区域 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域 用途地域（ ）
可 （ 協 議 ）	開発区域に含まれる地域及び面積	面積 m ²		
	予定建築物等の用途	工 区	位 置	工区面積 m ² 変更工区面積 m ²
	法第 41 条の規定による制限の内容		----- -----	----- -----
	工事予定期間		----- -----	----- -----
変 更 許 可 （ 協 議 ）	許可（協議成立）番号	第 号	第 号	
	許可（協議成立）年月日	年 月 日	年 月 日	
	変更の内容			
建 築 制 限 解 除	許可番号	第 号	第 号	
	許可年月日	年 月 日	年 月 日	
	建物概要			
工 事 完 了 検 査	検査済証番号	第 号	第 号	第 号
	検査済証年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	完了公告年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	摘 要			
備 考				

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

都市計画法施行規則第60条の規定により、次のとおり建築物等が都市計画法の規定に適合している旨の証明を申請します。

建築しようとする場所		
区 域 区 分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域 <input type="checkbox"/> 準都市計画区域 <input type="checkbox"/> 「都市計画区域及び準都市計画区域」以外の区域	
用 途 地 域		
開 発 行 為 の 有 無	有 無 (m ²)	
建 築 物 等 の 用 途		
都市計画法上の許可を要さない場合にはその該当条項号及び内容	該 当 条 項 号	
	内 容	
都市計画法上の許可を受けている場合にはその該当条項、許可の年月日及び番号並びに許可を受けた者の氏名又は名称	該 当 条 項	
	許可の年月日及び番号	
	許可を受けた者の氏名又は名称	

※上記のとおり都市計画法の規定に適合していることを証明します。

年 月 日 第 号

磐田市長



- 備考 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印の部分には、記載しないこと。
- 3 農林漁業者の場合は、その旨の証明書を添付すること。

農林漁業を営む者であることの証明書

氏 名	年齢（ ）
住 所	
開発行為又は建築 しようとする場所 の所在、地番	

上記の者は、_____業を営む者であることを証明します。

年 月 日

印

都市計画法第 34 条第 13 号の規定による届出書

年 月 日

磐田市長

届出者 住 所

氏 名

電話番号

都市計画法第 34 条第 13 号の規定により、次のとおり土地（土地の利用に関する所有権以外）の権利について届け出ます。

1	職 業 (法人の場合は業務内容)	
土 地	2 所在及び地番	
	3 地 目	農地転用の許可 年月日及び番号 年 月 日 第 号
	4 面 積	m ²
5	予定建築物等の用途	
6	権利の種類及び内容	所有権 所有権以外の権利 ()
7	土 地 の 現 況	
※ 処 理 欄		

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記入しないこと。
- 3 5 予定建築物等の用途欄の予定建築物等の用途の変更は認められないので注意すること。

都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ニの規定による届出書

年 月 日

磐田市長

届出者 住 所

氏 名

電話番号

都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ニの規定により、次のとおり土地（土地の利用に関する所有権以外）の権利について届け出ます。

1	職 業 (法人の場合は業務内容)	
土 地	2 所在及び地番	
	3 地 目	農地転用の許可 年 月 日 第 号 年月日及び番号
	4 面 積	m ²
5	予定建築物等の用途	
6	権利の種類及び内容	所有権 所有権以外の権利 ()
7	土 地 の 現 況	
※ 処 理 欄		

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 ※印の欄には、記入しないこと。
 - 3 5 予定建築物等の用途欄の予定建築物等の用途の変更は認められないので注意すること。

(附表)

申請図書の凡例一覧表

名称	記号	名称	記号	名称	記号
開発区域境界線	— 1-1 区 第 1 区 第 2 区	雨水管渠	—→	雨水管渠	—→
工区境界	— I 区 II 区	污水管渠	—→	污水管渠	—→
街区番号	①-1 FH 10 ⁰	合流管渠	---→	合流管渠	---→
宅地番号	共住 FH 10 ⁰	既設管渠	---→	既設管渠	---→
公共用地	公福 FH 10 ⁰	横断管渠	---→	横断管渠	---→
造成計画高	予定建築物の用途	円形	○	円形	○
敷地面積	公共公益施設の名称	馬蹄形	⊖	馬蹄形	⊖
M	TBM H=10.00	矩形	□	矩形	□
位置		卵形	▽	卵形	▽
高さ		U形側溝及びび寸法	U-○○	U形側溝及びび寸法	U-○○
道路番号及び巾員	道路番号 員	L形側溝及びび寸法	L-○○	L形側溝及びび寸法	L-○○
勾配、延長	i = 3.0% l = 30.00	Lu形側溝及びび寸法	LU-○○	Lu形側溝及びび寸法	LU-○○
変化点		グレーチング側溝	中×高	グレーチング側溝	中×高
管番号		その他開渠	∖	その他開渠	∖
管径	用水 ○ 汚水 □	柵	—	柵	—
管配	i = L = i = L =	雨水円形入孔	○	雨水円形入孔	○
管延長		汚水円形入孔	●	汚水円形入孔	●
流水方向	→				
		雨水角形入孔	□	雨水角形入孔	□
		污水角形入孔	■	污水角形入孔	■
		河川	~~~~~	河川	~~~~~
		法面	—	法面	—
		間知ブロック積擁壁	H=2.5 H=3.0	間知ブロック積擁壁	H=2.5 H=3.0
		重力式擁壁	—	重力式擁壁	—
		R C 擁壁	—	R C 擁壁	—
		給水管	φ	給水管	φ
		制水弁	✕	制水弁	✕
		消防水利施設	消火栓 ⑤ 防火水櫃は実在 ⑥の形とする	消防水利施設	消火栓 ⑤ 防火水櫃は実在 ⑥の形とする
		階段	—	階段	—
		ガードレール	—	ガードレール	—
		ガードフェンス	—	ガードフェンス	—
		落石防護柵	—	落石防護柵	—
		車止め	可動式又は固定式 ○	車止め	可動式又は固定式 ○
		樹木	X X X X X X X X	樹木	X X X X X X X X
		緩衝帯	////	緩衝帯	////